

アスベスト改修型優良建築物等整備事業の運用等について

1. 補助対象の明確化

(1) 要綱等の規定

アスベスト改修型優良建築物等整備事業の対象となる建築物及び補助対象となる費用については、優良建築物等整備事業制度要綱（平成6年6月23日付け建設省住街発第63号）及び市街地再開発事業等補助要領（昭和62年5月20日付け建設省住街発第47号）において以下の通り規定されている。

■対象建築物

多数の者が利用する建築物（多数の者が共同で利用する部分に限る。（付属する電気室・機械室等を含む。））

■対象となる費用

- ・ 露出して施工されている吹付け建材について行うアスベスト含有の有無に係る調査に要する費用
- ・ 吹付けアスベスト等の除去、封じ込め又は囲い込み（以下「アスベスト除去等」という。）（アスベスト除去等以外の改修に合わせて行う場合を含む。調査設計計画費^(注1)、補償費^(注2)を含む。）
 - （注1）アスベスト除去等のための、複数の施設を含む地域単位の事業計画策定を行う費用を含む。
 - （注2）特定行政庁からのアスベスト除去等の勧告を受けたものに限る。
- ・ 附帯事務費

(2) 具体的な内容

それぞれの具体的な内容については、以下の通り取り扱うこととする。

■対象建築物

- ① 「多数の者が利用する建築物」とは以下のものが対象となること
百貨店等の商業施設、飲食店、映画館、劇場、事務所、ホテル、学校、分譲マンション、賃貸マンション、研究施設、工場、倉庫（人の出入りがあるもの）等
- ② 「多数の者が共同で利用する部分（付属する電気室・機械室等を含む。）」の扱いは以下の通りであること
 - ・ 商業施設、飲食店、映画館、劇場、事務所、ホテルについては、客が利用する部分だけでなく、従業員が執務する部分についても対象とする。
 - ・ 共同住宅については、共用部分を対象とする。
 - ・ 電気室・機械室等は、実際に出入りする者が少数の者であっても、多数の者が共同で利用している場合には対象とする。

- ・ 「多数の者」は「不特定多数の者」に限らず、特定の者が利用する部分（事務所、病院等）についても対象とする。

■対象となる費用

- 「吹付けアスベスト等」の取扱は以下の通りであること
 - ・ 「吹付けアスベスト等」は、露出して施工されているものを対象とすること。この場合に、「露出」とは、封じ込めや囲い込みが建材の老朽化等により完全に封じ込めの状態になっていない場合も含むこと。（例、天井裏に吹付けアスベスト等がある場合で、天井の建材が劣化し、密閉されていない場合など）
- 吹付けアスベスト等の除去、封じ込め又は囲い込み（以下「アスベスト除去等」という。）（アスベスト除去等以外の改修に合わせて行う場合を含む。）に要する費用には、以下の費用が含まれること
 - ・ 調査設計計画費（工事計画策定、設計、移転計画策定）
 - ・ 工事の前行程（除去室にある設備機器密封、囲込み作業に先立って行う飛散防止のためのアスベスト封じ込め・前処置
 - ・ 工事費用（仮設工事、本体工事費、除却したアスベストの投入・密閉）
 - ・ 工事の後工程（積み込み・運搬費、処分費）
 - ・ 移転補償費・仮住居費等（特定行政庁からのアスベスト除去等の勧告を受けたものに限る。）

2. 補助金交付申請手続きの合理化（予定）

- 補助金交付申請手続きについて、物件数と概算額を示した地方公共団体の計画をもって包括的に交付申請・交付決定をし、額の確定時に物件毎の内容を確認する仕組みに見直すことを予定している。

【補助金交付申請等手続き改正案】

現行制度	改正案
① 所有者がアスベスト除去等の改修実施を決定 ↓ ② 交付申請 （改修等を実施する建物・改修等の内容を特定。） ↓ ③ 改修等を実施 ↓ ④ 額の確定	① 交付申請 （公共団体の計画により申請。合計〇〇物件・合計〇〇円） ↓ ② 所有者がアスベスト除去等の改修実施を決定 ↓ ③ 改修等を実施 ↓ ④ 額の確定（建物を特定し、内容を含め申請）

(参考)

優良建築物等整備事業制度要綱（平成6年6月23日付け建設省住街発第63号）（抜粋）

第2 定義

六 アスベスト改修型優良建築物等整備事業

多数の者が利用する建築物（多数の者が共同で利用する部分に限る。（付属する電気室・機械室等を含む。））について行う以下の事業をいう。

- (1) 露出して施工されている吹付け建材について行うアスベスト含有の有無に係る調査
- (2) 吹付けアスベスト等の除去、封じ込め又は囲い込み（以下「アスベスト除去等」という。）（アスベスト除去等以外の改修に合わせて行う場合を含む。）

市街地再開発事業等補助要領（昭和62年5月20日付け建設省住街発第47号）（抜粋）

第6 補助金の額

- 3 優良建築物等整備事業に係る国の補助金の額は、第3第3項各号の補助対象事業の区分に応じ、次に掲げるものとする。

一 市街地整備

ロ アスベスト改修型

事業主体が行う事業については、アスベスト改修型優良建築物等整備事業に要する次に掲げる費用を合計した額の1/3以内の額とし、事業主体以外の施行者が行う事業については、当該事業に関し事業主体が施行者に補助する費用の1/2以内で、かつ、当該事業に要する次に掲げる費用を合計した額の1/3以内の額。

- ①露出して施工されている吹付け建材について行うアスベスト含有の有無に係る調査に要する費用
- ②吹付けアスベスト等の除去、封じ込め又は囲い込みに要する費用（調査設計計画費（注1）、補償費（注2）を含む。）
- ③附帯事務費
 - ①及び②に要する費用の合計額に2.2/100を乗じて得た額とする。
 - （注1）アスベスト除去等のための、複数の施設を含む地域単位の事業計画策定を行う費用を含む。
 - （注2）特定行政庁からのアスベスト除去等の勧告を受けたものに限る。